

改正	昭和53年4月1日	昭和54年4月1日
	昭和55年4月1日	昭和56年1月1日
	昭和56年4月1日	昭和57年4月1日
	昭和58年4月1日	昭和59年4月1日
	昭和60年4月1日	昭和60年8月1日
	昭和61年4月1日	昭和63年4月1日
	平成元年4月1日	平成元年7月28日
	平成2年4月1日	平成3年4月1日
	平成3年6月14日	平成3年10月1日
	平成3年12月16日	平成4年4月1日
	平成5年4月1日	平成6年4月1日
	平成7年4月1日	平成8年4月1日
	平成8年7月1日	平成9年4月1日
	平成10年4月1日	平成11年4月1日
	平成12年4月1日	平成13年4月1日
	平成13年5月1日	平成14年4月1日
	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成16年7月22日	平成17年1月27日
	平成17年11月29日	平成18年5月25日
	平成18年11月24日	平成19年3月29日
	平成20年10月1日	平成21年1月21日
	平成21年3月12日	平成23年1月27日
	平成24年1月26日	平成24年5月24日
	平成24年11月29日	平成27年1月29日
	平成27年3月26日	平成29年4月1日
	平成30年3月29日	平成31年1月31日
	令和2年3月18日	

第1章 総則

（目的）

第1条 獨協大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論および応用を教授・研究し、精深な学識と研究能力を養い、または、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価および内部質保証の推進）

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的および社会的使命を達成するため、本大学院の教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備（以下「教育研究等」という。）の状況について継続的に自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の自己点検・評価の結果を受けて、継続的な改善と向上に取り組むことにより、教育研究等の質の保証（以下「内部質保証」という。）を推進するものとする。

3 自己点検・評価の実施および内部質保証の推進については、別に定める。

（研究科およびその目的）

第2条 本大学院に、次の研究科をおく。

法学研究科

外国語学研究科

経済学研究科

- 2 法学研究科は、法学・政治学の分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、法学・政治学の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を養成することを目的とする。
- 3 外国語学研究科は、語学・文学・文化・外国語教育分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、語学・文学・文化・外国語教育の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を養成することを目的とする。
- 4 経済学研究科は、経済・経営・情報の分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、経済・経営・情報の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を養成することを目的とする。

(課程・組織)

第3条 各研究科に次の課程、専攻、コースをおく。

研究科	課程	専攻・コース	
法学研究科	博士前期課程	法律学専攻	
	博士後期課程		
外国語学研究科	博士前期課程	ドイツ語学専攻	
		英語学専攻	
		英語学専攻 英語教育専修コース	
		フランス語学専攻	
	博士後期課程	ドイツ語学専攻	
		英語学専攻	
フランス語学専攻			
経済学研究科	博士前期課程	経済・経営情報専攻	経済・経営コース
			情報コース
		経済・経営情報専攻	情報専修コース
	博士後期課程	経済・経営情報専攻	

(博士前期課程および博士後期課程の目的)

- 第4条 博士前期課程は、学部における一般のおよび専門的教養の基礎のうえに、広い視野に立ってさらに専攻分野を研究し、その分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。
- 2 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(収容定員)

第5条 本大学院における各研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻・コース	入学定員	収容定員
法学研究科	博士前期課程	法律学専攻	10	20
	博士後期課程		3	9
外国語学研究科	博士前期課程	ドイツ語学専攻	3	6
		英語学専攻	9	18
		英語学専攻 英語教育専修コース		
		フランス語学専攻	3	6
	博士後期課程	ドイツ語学専攻	2	6
		英語学専攻	3	9
フランス語学専攻		1	3	
経済学研究科	博士前期課程	経済・経営情報専攻 経済・経営コース	12	24

		攻	情報コース	2	4
		経済・経営情報専攻情報専修コース		1	1
	博士後期課程	経済・経営情報専攻		5	15

(標準修業年限および授業形態等)

第6条 本大学院の標準修業年限は、次のとおりとする。

博士課程5年(前期2年、後期3年)

2 博士課程は、これを前期2年および後期3年の課程に区分する。

3 前項の前期2年の課程は「博士前期課程」(「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」(「博士課程」という。

4 前3項の規定にかかわらず、外国語学研究科博士前期課程英語学専攻英語教育専修コースおよび経済学研究科博士前期課程経済・経営情報専攻情報専修コース(以下「1年コース」という。)は、標準修業年限を1年とすることができる。

5 削除

6 経済学研究科博士前期課程経済・経営情報専攻は、昼夜開講制とする。

7 第4項および第6項に掲げるコース、専攻においては、主として実務経験を有する者に対して、昼間と併せて夜間その他特定の時間、時期において授業または研究指導等の適切な方法により教育を行う。

(在学期間)

第7条 博士前期課程の在学期間は4年、博士後期課程は6年を超えることができない。ただし、1年コースの場合は2年を超えることができない。

(学年度・学期・休業日)

第8条 学年度、学期および休業日については、獨協大学学則第3条ないし第5条の規定を準用する。

2 前項の休業日は、1年コースには適用しない。

第2章 授業科目・単位数および履修方法

(研究および研究指導)

第8条の2 本大学院の教育・研究は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、1年コースの教育・研究は、授業科目の授業および特定の課題についての研究の成果等に対する指導によって行うものとする。

(授業科目・単位数)

第9条 研究科の授業科目および単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第10条 博士前期課程の学生は、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、32単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、別に定める研究指導を受けるものとする。

3 履修方法については、各研究科委員会の定めるところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、1年コースにおいては、次に定める単位数を修得しなければならない。

外国語学研究科 博士前期課程 英語学専攻

英語教育専修コース 30単位以上

経済学研究科 博士前期課程 経済・経営情報専攻

情報専修コース 36単位以上

(単位の計算・修得認定・成績評価)

第11条 各授業科目の単位の計算、単位修得認定の方法および成績の評価については、獨協大学学則第22条、第24条および第26条の規定を準用する。

(他の研究科等の科目の履修)

第11条の2 学生は、研究科委員会が必要と認めるときは、他の専攻または他の研究科の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定によって履修した授業科目の修得単位は、10単位を超えない範囲で、研究科委員会の審議を経て第10条第1項に定める単位数に充当することができる。

3 1年コースにおいては、第1項の規定を準用し、第2項の規定は適用しない。

(他大学院における科目の履修)

第12条 学生は、本大学院と協議を行なった他の大学院において、その授業科目を履修することができる。

2 前項の規定によって履修した授業科目の修得単位および第22条の規定によって学生が修得した科目の単位は、10単位を超えない範囲で、研究科委員会の審議を経て第10条第1項に定める単位数に充当することができる。

3 1年コースにおいては、第1項の規定を準用し、第2項の規定は研究科委員会の審議を経て8単位を超えない範囲で第10条第4項に定める単位数に充当することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第12条の2 本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は10単位を超えない範囲で研究科委員会の審議を経て第10条第1項に定める単位数に充当することができる。

2 1年コースにおいては、前項の規定を準用し、研究科委員会の議により8単位を超えない範囲で第10条第4項に定める単位数に充当することができる。

第3章 学位の授与

(学位の名称)

第13条 本大学院の課程を修了した者に授与する学位は、次のとおりとし、専攻分野を付記する。

修士課程 修士

博士課程 博士

2 第14条第5項による博士の学位は、次のとおりとし、専攻分野を付記する。

博士

3 学位に付記する専攻分野の名称は別に定める。

(学位の授与)

第14条 修士の学位は、本大学院の博士前期課程に2年以上在学して、第10条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査および最終試験に合格した者に対して、これを授与する。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士の学位は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について法学研究科にあっては18単位以上、外国語学研究科にあっては24単位以上、経済学研究科にあっては24単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、これを授与する。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 削除

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

5 本大学院の博士課程を経ない者が、論文を提出してその審査に合格し、かつ、大学院博士課程の修了者と同等以上の学識があると認められた場合には、博士の学位を授与することができる。

6 学位論文の審査および最終試験その他学位に関して必要な事項は、獨協大学学位規程の定めると

ころによる。

- 7 第1項および前項の規定にかかわらず、1年コースにおける修士の学位は、1年以上在学して、第10条第4項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に対して授与する。
- 8 専門職学位課程修了者における博士の学位は、本大学院課程の5年から当該専門職学位課程の標準修業年限を差し引いた期間以上在学し、所定の授業科目を各研究科の定める単位数以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査および最終試験に合格した者に対して、これを授与する。
- 9 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた者が、標準修業年限を1年以上2年未満若しくは2年とした専門職学位課程を修了した場合には、本大学院に3年から当該専門職学位課程の標準修業年限を差し引いた期間以上、法科大学院の課程を修了した場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

第3章の2 教育職員免許課程

(教育職員免許状取得)

第14条の2 修士の学位を有し、教育職員免許法および同法施行規則に定めるところにより、所定の単位を修得した者は、次に掲げる中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状を取得することができる。ただし、当該免許教科についての中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状を取得していなければならない。

研究科	専攻・コース	取得できる免許状の種類	免許教科の種類
法学研究科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
外国語学研究科	ドイツ語学専攻	中学校教諭専修免許状	ドイツ語
		高等学校教諭専修免許状	ドイツ語
	英語学専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語
	フランス語学専攻	中学校教諭専修免許状	フランス語
		高等学校教諭専修免許状	フランス語
経済学研究科	経済・経営情報専攻	経済・経営コース 中学校教諭専修免許状	社会
		経済・経営コース 高等学校教諭専修免許状	公民
		情報コース 高等学校教諭専修免許状	情報

- 2 1年コースにおいては、次に掲げる専修免許状を取得することができる。ただし、当該免許教科についての中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状を取得していなければならない。

研究科	専攻・コース	取得できる免許状の種類	免許教科の種類
外国語学研究科	英語学専攻	中学校教諭専修免許状	英語
	英語教育専修コース	高等学校教諭専修免許状	英語

第4章 入学・休学・留学・転学および除籍

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年度の始めとする。

(入学資格)

第16条 本大学院の博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業し、学士の学位を有する者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3)の2 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (3)の3 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基

準を満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(3)の4 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、その国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(5) その他本大学院において、修士の学位と同等以上の学力があると認められた者

(6) 専門職学位課程を修了した者

(入学志願手続)

第17条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

(入学許可)

第18条 入学の許可は考査のうえ、これを決定する。

(入学手続)

第19条 入学を許可された者は、定められた期日までに、所定の手続きをとらなければならない。

(休学)

第20条 病気その他の理由により休学しようとする者は、所定の手続きに従い、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学期間は、通算して、博士前期課程は2年、1年コースは1年、博士後期課程は3年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第21条 休学の理由が止んだ者については、本人の願い出により、学長がこれを復学させることができる。

(留学)

第22条 学生の外国の大学または大学院への留学は、研究科委員会の審議を経て学長が許可するものとする。

2 前項の留学期間は、第6条所定の修業年数に含まれるものとし、また第7条所定の在学期間は、留学に必要な期間これを超えることができる。

(転研究科・転専攻)

第22条の2 転研究科・転専攻は、学年度の始めに限り、考査のうえ、これを許可することがある。ただし、1年コースにおいては、適用しない。

(前期課程修了者の進学)

第22条の3 前期課程を修了して引続き後期課程に進学することを願い出た者については、考査のうえ、これを許可する。

(転入学)

第23条 他の大学院から転入学を志望する者については、考査のうえ、これを許可することがある。

(退学・転学)

第24条 退学または他の大学院へ転学しようとする者は、所定の手続きに従い、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第25条 次の各号の一つに該当する者は、研究科委員会の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
- (2) 授業料等納付金を滞納し、督促を受けてもこれに応じない者
- (3) 死亡または行方不明の届け出のあった者

(再入学)

第26条 本大学院を自ら退学した者、除籍または退学の処分を受けた者の再入学については、獨協大学学則第34条および第46条の規定を準用する。

第5章 賞罰

(賞罰)

第27条 賞罰については、獨協大学学則第10章の規定を準用する。

第6章 授業料等納付金

(入学検定料)

第28条 入学を志願する者は、入学検定料として金35,000円を納付しなければならない。

(入学金)

第29条 博士前期課程に入学を許可された者は、入学金として金250,000円を納付しなければならない。

ただし、本学を卒業または本大学院の課程を修了した者および本学在学中の者で飛び級により入学を許可された者については、入学金を免除する。

2 博士後期課程に入学を許可された者は入学金として金250,000円を納付しなければならない。ただし、本学を卒業または本大学院の課程を修了した者については、入学金を免除する。

(授業料)

第30条 授業料は、年額金650,000円とし、4月末日および9月末日までに、それぞれ半額ずつを納付しなければならない。

2 博士後期課程の学生で所定の単位を修得し、博士論文の指導を受けるため3年の標準修業年限を超えて在学する者の授業料は、年額金の半額を減免することができる。

3 前項により、授業料の減免を受けようとする者は、所定の手続きに従い、学長の許可を得なければならない。授業料減免の許可を得た者は、納付すべき授業料を4月末日までに納入しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、1年コースについては、授業料を年額金850,000円とし、4月末日および9月末日までに、それぞれ半額ずつを納付しなければならない。

(その他の納付金)

第31条 入学を許可された者は、前2条に規定する納付金の外に、施設設備費として年額金150,000円を納付し、またその他の経費を納付しなければならない。

(納付金の納付)

第32条 休学、留学または停学中であっても、授業料等納付金は、これを納付しなければならない。

ただし、休学者および留学者が別に定めるところにより授業料の減免を願い出たときは、学長は授業料に限って、これを減免することができる。

(既納付金の取扱い等)

第33条 授業料等納付金の納付および既納付金の取扱いについては、獨協大学学則第56条および第57条の規定を準用する。

第7章 教職員組織

(教員)

第34条 本大学院における授業および研究指導は、本大学の専任の教授または准教授がこれを担当する。ただし、必要に応じて、専任または兼任の講師に授業を担当させることができる。

(職員)

第35条 本大学院に、必要な事務職員をおく。

(運営組織)

第36条 本大学院に、大学院委員会をおき、研究科に研究科委員会をおく。

2 研究科に研究科委員長および研究科主事をおく。

(大学院協議会)

第36条の2 本大学院に、各研究科間の審議事項を調整・協議するため大学院協議会をおく。

2 大学院協議会は、学長、副学長、各研究科委員長、各学部長および事務局長をもって組織する。

3 大学院協議会に関する事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第37条 研究科委員会は、研究科の授業または研究指導を担当する本大学の専任教員をもって組織する。

2 研究科委員長は、研究科に関連する学部の学部長をもってこれにあてる。ただし、学長は場合により研究科委員会の審議を経て所属教授のうちからこれを任命することができる。

3 前項ただし書によって選任された委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究科委員会の招集)

第38条 研究科委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、学長から任命された者がその職務を代行する。

3 学長は、研究科委員会に出席して意見を述べるができる。

(研究科委員会の審議事項)

第39条 研究科委員会は、当該研究科に関わる次の教育研究に関する重要な事項について審議する。

(1) 研究指導に関すること。

(2) 研究科教員の任用審査その他人事に関すること。

(3) 学生の入学、退学、修了その他第27条に規定する賞罰を除く学生の身分に関すること。

(4) 授業科目および研究指導科目の編成および担当に関すること。

(5) 試験（入学試験を含む。）に関すること。

(6) 学位論文の審査および合否判定ならびに学位の授与に関すること。

(7) 学生の賞罰に関すること。

(8) その他研究科の運営に関すること。

2 研究科委員会は、学長または委員長から意見を求められた事項について、審議答申する。

3 研究科委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

4 第1項第6号に定める事項を議決するには、構成員の3分の2以上の出席を要し、また学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により出席者の3分の2以上の賛成を要する。

5 研究科委員会の議事は、議事録に記録し、委員長が記名押印のうえ、これを保管する。

6 委員長は、学長に対し、研究科委員会の会議の結果を、その都度報告するものとする。

(大学院委員会)

第40条 大学院委員会は、学長、副学長、各研究科委員長、各学部長、図書館長、教務部長、学生部長、総合企画部長、各研究科主事、各研究科委員会で選出された委員各2名（専攻が3以上の場合は、各専攻から1名）、事務局長、総務部長および経理部長をもって組織する。

2 研究科委員会で選出された委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(大学院委員会の招集)

第41条 学長は、大学院委員会を招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、学長から任命された者がその職務を代行する。

(大学院委員会の審議事項)

第42条 大学院委員会は、本大学院に関わる次の教育研究に関する重要な事項を審議する。

(1) 大学院学則、学位規程その他重要な規則の制定および改廃に関すること。

(2) 教員の任用審査その他人事に関すること。

(3) 削除

(4) 学位授与の結果に関すること。

(5) 学生の奨学および賞罰に関すること。

(6) 大学との連絡調整に関すること。

(7) その他大学院の運営に関すること。

2 大学院委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 大学院委員会の議事は、議事録に記録し、学長が記名押印のうえ、これを保管する。

第8章 研究指導施設

(施設)

第43条 本大学院に、学生共同研究室および演習室をおく。

- 2 本大学の施設は、必要に応じ、大学院学生の研究および指導のために使用することができる。

第9章 厚生保健施設

(施設の共用)

第44条 本大学の厚生保健施設は、大学院学生にもこれを使用させる。

第10章 聴講生等

(特別聴講学生)

第45条 本大学院において特定の授業科目の履修を希望する他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、所定の手続きに従い、これを特別聴講学生として、その履修を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関する細則は、別に定める。

(聴講生・科目等履修生)

第46条 本大学院の学生以外の者で、一科目または数科目の聴講を志願する者があるときは、選考の上、在学者の学修を妨げない限り聴講生または科目等履修生として許可することができる。

- 2 聴講生とは、学位等の取得を目的としない者をいう。
- 3 科目等履修生とは、大学院入学前に単位修得を目的とする者および専修免許状取得のため単位修得を目的とする者をいう。
- 4 前各項に定めるもののほか、聴講生・科目等履修生に関する細則は別に定める。

(研究生)

第46条の2 本大学院に研究生をおくことができる。

- 2 研究生に関する規程は別に定める。

(委託研修生)

第46条の3 公共団体その他の団体から本大学院に研修を委託された者があるときは、これを委託研修生として許可することができる。

- 2 委託研修生については別に定める。

(外国人学生)

第47条 本大学院入学資格と同等以上の学力を有する外国人学生については、特別に選考のうえ入学を許可することがある。

附 則

- 1 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

- 2 本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

- 3 第29条、第31条の規定にかかわらず、昭和52年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 4 本学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第28条については、昭和54年度の入学志願者から適用する。

附 則

- 5 第30条および第31条の規定にかかわらず、昭和53年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 6 本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

- 7 第29条、第30条および第31条の規定にかかわらず、昭和54年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 8 本学則は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則

- 9 本学則は、昭和56年4月1日から施行する。
附 則
- 10 第30条および第31条の規定にかかわらず、昭和55年度以前の入学者については、なお従前の例による。
附 則
- 11 本学則は、昭和57年4月1日から施行する。
附 則
- 12 本学則は、昭和58年4月1日から施行する。
附 則
- 13 第30条および第31条の規定にかかわらず、昭和57年度以前の入学者については、なお従前の例による。
附 則
- 14 本学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第29条については、昭和60年度の入学者から適用する。
附 則
- 15 第30条の規定にかかわらず、昭和58年度以前の入学者については、なお従前の例による。
附 則
- 16 本学則は、昭和60年4月1日から施行する。
附 則
- 17 本学則は、昭和60年8月1日から施行する。
附 則
- 18 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。
附 則
- 19 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。
附 則
- 20 本学則は、平成元年4月1日から施行する。
附 則
- 21 本学則は、平成元年7月28日から施行する。
附 則
- 22 本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第29条については、平成2年度の入学者から適用する。
附 則（平成2年獨大学則第5号）
- 23 本学則は、平成2年7月27日から施行する。ただし、第30条の改正は、平成3年4月1日から適用する。
附 則
- 24 第30条の規定にかかわらず、平成2年度以前の入学者については、なお従前の例による。
附 則（平成2年獨大学則第6号）
- 25 本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第29条ただし書の改正は、平成2年12月21日から施行する。
附 則（平成3年獨大学則第1号）
- 26 本学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、平成3年6月14日改正後の第9条別表Ⅳは平成3年度の入学者より適用し、平成2年度以前の入学者については、なお従前の例による。
附 則（平成3年獨大学則第3号）
- 27 本学則は、平成3年10月1日から施行する。
附 則（平成3年獨大学則第6号）
- 28 本学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項および第13条の改正は、平成3年12月16日から施行する。
附 則（平成4年獨大学則第1号）
- 29 本学則は、平成4年4月1日から施行する。
附 則（平成4年獨大学則第4号）

- 30 本学則は、平成5年4月1日から施行する。
附 則（平成4年獨大学則第5号）
- 31 本学則は、平成5年4月1日から施行する。
附 則（平成5年獨大学則第2号）
- 32 本学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第14条の2については、平成6年度の入学
者から適用し、平成5年度以前の入学者については、なお従前の例による。
附 則（平成5年獨大学則第4号）
- 33 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
附 則（平成5年獨大学則第5号）
- 34 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
附 則（平成6年獨大学則第2号）
- 35 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
附 則（平成6年獨大学則第4号）
- 36 本学則は、平成7年4月1日から施行する。
附 則（平成6年獨大学則第5号）
- 37 本学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第30条および第31条は平成7年度入学者か
ら適用し、平成6年度以前の入学者については、なお従前の例による。
附 則（平成7年獨大学則第1号）
- 38 本学則は、平成7年4月1日から施行する。
附 則（平成7年獨大学則第2号）
- 39 本学則は、平成8年4月1日から施行する。
附 則（平成8年獨大学則第1号）
- 40 本学則は、平成8年4月1日から施行する。
附 則（平成8年獨大学則第3号）
- 41 本学則は、平成8年7月1日から施行する。
附 則（平成8年獨大学則第3号）
- 42 本学則は、平成9年4月1日から施行する。
附 則（平成9年獨大学則第2号）
- 43 本学則は、平成10年4月1日から施行する。
附 則（平成10年獨大学則第4号）
（平成11年獨大学則第2号）
- 44 本学則は、平成11年4月1日から施行する。
附 則（平成11年獨大学則第5号）
（平成12年獨大学則第2号、第4号）
- 45 本学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第29条は平成12年度入学者から適用する。
附 則（平成13年獨大学則第2号、第4号）
- 46 本学則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則（平成13年獨大学則第5号）
- 47 本学則は、平成13年5月1日から施行する。
附 則（平成13年獨大学則第7号、第8号）
- 48 本学則は、平成14年4月1日から施行する。
附 則（平成14年獨大学則第3号）
（平成15年獨大学則第3号）
- 49 本学則は、平成15年4月1日から施行する。
附 則（平成15年獨大学則第5号）
（平成16年獨大学則第1号、3号、4号）
- 50 本学則は、平成16年4月1日から施行する。
附 則（平成16年獨大学則第5号）
（平成17年獨大学則第2号）
- 51 本学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成17年1月27日改正後の別表IV—1は、

平成17年度入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年獨大学則第7号）

52 本学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年11月29日改正後の別表Ⅰ—1・2、Ⅲ（1）・（3）ならびに別表Ⅳ—2は、平成18年度の入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年獨大学則第4号）

52の2 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年獨大学則第4号、第7号）（平成19年獨大学則第3号）

53 本学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅱ—（2）—2は、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年獨大学則第5号）

53の2 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年獨大学則第3号）

54 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年獨大学則第4号）

55 本学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅳ—1（演習科目、授業科目）、別表Ⅳ—2（演習科目、授業科目）は、平成21年度入学者から適用し、平成20年度以前の入学者については、なお、従前のおりとする。

附 則（平成22年獨大学則第2号）

56 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年獨大学則第2号）

57 本学則は、平成23年4月1日より施行する。

附 則（平成24年獨大学則第1号）

58 本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅱ—（1）については、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前に入学した者及び平成24年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年獨大学則第2号）

59 本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅳ—1及び別表Ⅳ—2については、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前に入学した者並びに別表Ⅳ—1にあっては、平成24年度以前に2年次に入学した者、別表Ⅳ—2にあっては平成24年度以前に2年次に入学した者及び平成25年度以前に3年次に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年獨大学則第7号）

60 本学則は、平成25年4月1日より施行する。ただし、平成24年度以前に入学した者及び平成25年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年獨大学則第2号）

61 本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年獨大学則第4号）

62 本学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前に入学した者及び平成27年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年獨大学則第2号）

63 本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年獨大学則第3号）

64 本学則は、平成29年4月1日から施行する。

65 本学則の施行に伴い、獨協大学法科大学院学則（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（平成29年獨大学則第6号）

66 本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年獨大学則第2号）

本学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前に入学した者及び平成31年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成31年獨大学則第3号）

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年獨大学則第2号）

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

別表 I — 1

法学研究科 博士前期課程

法律学専攻 授業科目

演習科目	単位
法哲学演習	4
日本法制史演習	4
英米法演習	4
憲法演習	4
行政法演習	4
教育法演習	4
民法演習	4
商法演習	4
民事訴訟法演習	4
刑法演習	4
刑事訴訟法演習	4
刑事政策演習	4
労働法演習	4
知的財産権法演習	4
環境法演習	4
国際法演習	4
国際人権法演習	4
国際私法演習	4
国際経済法演習	4
国際政治学演習	4
政治外交史演習	4
比較政治演習	4
政治学演習	4
地方自治演習	4
政治思想史演習	4

授業科目	単位
法哲学特殊講義	4
日本法制史特殊講義	4
英米法特殊講義	4
憲法特殊講義Ⅰ	4
憲法特殊講義Ⅱ	4
憲法特殊講義Ⅲ	4
行政法特殊講義Ⅰ	4
行政法特殊講義Ⅱ	4
税法特殊講義	4
教育法特殊講義	4
民法特殊講義Ⅰ	4
民法特殊講義Ⅱ	4
民法特殊講義Ⅲ	4
民法特殊講義Ⅳ	4

商法特殊講義 I	4
商法特殊講義 II	4
商法特殊講義 III	4
民事訴訟法特殊講義 I	4
民事訴訟法特殊講義 II	4
刑法特殊講義 I	4
刑法特殊講義 II	4
刑法特殊講義 III	4
刑事訴訟法特殊講義	4
刑事政策特殊講義	4
労働法特殊講義	4
知的財産権法特殊講義	4
環境法特殊講義	4
国際法特殊講義 I	4
国際法特殊講義 II	4
国際人權法特殊講義	4
国際私法特殊講義	4
国際經濟法特殊講義	4
国際政治学特殊講義	4
政治外交史特殊講義	4
比較政治特殊講義	4
政治学特殊講義	4
行政学特殊講義	4
地方自治特殊講義	4
政治思想史特殊講義	4

別表 I — 2

法学研究科 博士後期課程
法律学專攻 授業科目

研究指導科目	単位
法哲学特殊研究	4
日本法制史特殊研究	4
英米法特殊研究	4
憲法特殊研究	4
行政法特殊研究	4
教育法特殊研究	4
民法特殊研究	4
商法特殊研究	4
民事訴訟法特殊研究	4
刑法特殊研究	4
刑事訴訟法特殊研究	4
刑事政策特殊研究	4
労働法特殊研究	4
知的財産権法特殊研究	4
環境法特殊研究	4
国際法特殊研究	4
国際私法特殊研究	4
国際經濟法特殊研究	4
国際政治学特殊研究	4

政治外交史特殊研究	4
比較政治特殊研究	4
政治学特殊研究	4
地方自治特殊研究	4
政治思想史特殊研究	4

[備考]

研究指導は、指導教員の定めるところによる。

講義科目	単位
公法総合研究	3
民事法総合研究	3
刑事法総合研究	3
国際関係総合研究	3
政治学総合研究	3

[備考]

修了要件は、研究指導（通年4単位）12単位のほかに、総合研究（半年3単位）6単位を修得するものとする。

別表Ⅱ

(1) 外国語学研究科博士前期課程

ドイツ語学専攻授業科目

授業科目	単位
専攻科目	
ドイツ語教育研究	4
ドイツ語教育演習	4
ドイツ語学研究	4
ドイツ語学演習	4
ドイツ文学研究	4
ドイツ文学演習	4
ドイツ文化研究	4
ドイツ文化演習	4
ドイツ社会研究	4
ドイツ社会演習	4
共通科目	
言語文化論	4
言語学特殊研究	4
比較文化特殊研究	4
国際関係特殊研究	4
人間論	2※
芸術論	2※
科学論	2※
外国語教授論Ⅰ	2※
外国語教授論Ⅱ	2※
外国語教授論Ⅲ	2※
文献研究Ⅰ	2※
文献研究Ⅱ	2※
文献研究Ⅲ	2※

※は半年で完結する科目である。

○本表は、平成31年度入学者から適用する。ただし、平成30年度以前に入学した者及び平成31年度

以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

(2)ー1 外国語学研究科博士前期課程

英語学専攻授業科目

授業科目	単位
専攻科目	
英語学研究	4
英語学演習	4
英米文学研究	4
英米文学演習	4
英語文化研究	4
英語文化演習	4
国際関係論研究	4
国際関係論演習	4
コミュニケーション論研究	4
コミュニケーション論演習	4
英語教育研究	4
英語教育演習	4
英語表現法研究	4
共通科目	
言語文化論	4
言語学特殊研究	4
比較文化特殊研究	4
国際関係特殊研究	4
人間論	2※
芸術論	2※
科学論	2※
外国語教授論Ⅰ	2※
外国語教授論Ⅱ	2※
外国語教授論Ⅲ	2※
文献研究Ⅰ	2※
文献研究Ⅱ	2※
文献研究Ⅲ	2※

※は半年で完結する科目である。

○本表は、平成31年度入学者から適用する。ただし、平成30年度以前に入学した者及び平成31年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

(2)ー2 外国語学研究科博士前期課程

(英語教育専修コース)

英語学専攻授業科目

授業科目	単位
専攻科目	
英語教育学研究Ⅰ	4
英語教育学研究Ⅱ	4
英語教育学研究Ⅲ	4
英語授業特殊研究	4
日英対照研究	4
英語表現研究	4
個別演習	4

特別専門科目	
文献研究	2※

※は半年で完結する科目である。

○本表は、平成31年度入学者から適用する。ただし、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

(3) 外国語学研究科博士前期課程
フランス語学専攻授業科目

授業科目	単位
専攻科目	
フランス語学研究	4
フランス語学演習	4
フランス語教育研究	4
フランス語教育演習	4
フランス文学研究	4
フランス文学演習	4
フランス思想研究	4
フランス思想演習	4
フランス文化研究	4
フランス文化演習	4
共通科目	
言語文化論	4
言語学特殊研究	4
比較文化特殊研究	4
国際関係特殊研究	4
人間論	2※
芸術論	2※
科学論	2※
外国語教授論Ⅰ	2※
外国語教授論Ⅱ	2※
外国語教授論Ⅲ	2※
文献研究Ⅰ	2※
文献研究Ⅱ	2※
文献研究Ⅲ	2※

※は半年で完結する科目である。

○本表は、平成31年度入学者から適用する。ただし、平成30年度以前に入学した者及び平成31年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

別表Ⅲ

(1) 外国語学研究科博士後期課程
ドイツ語学専攻授業科目

授業科目	単位
ドイツ語学特殊研究	4
ドイツ語学特殊演習	4
ドイツ文学特殊研究	4
ドイツ文学特殊演習	4
ドイツ語テキスト理論研究	4
ドイツ語テキスト理論演習	4
ドイツ歴史文化研究	4

ドイツ歴史文化演習	4
ドイツ政治社会研究	4
ドイツ政治社会演習	4

(2) 外国語学研究科博士後期課程
英語学専攻授業科目

授業科目	単位
英語学研究	4
英語学演習	4
英米文学研究	4
英米文学演習	4
英語文化研究	4
英語文化演習	4
国際関係論研究	4
国際関係論演習	4
コミュニケーション論研究	4
コミュニケーション論演習	4

○本表は、平成31年度入学者から適用する。ただし、平成30年度以前に入学した者及び平成31年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

(3) 外国語学研究科博士後期課程
フランス語学専攻授業科目

授業科目	単位
フランス語学特殊研究	4
フランス語学特殊演習	4
フランス語教育特殊研究	4
フランス語教育特殊演習	4
フランス文学特殊研究	4
フランス文学特殊演習	4
フランス思想特殊研究	4
フランス思想特殊演習	4
フランス文化特殊研究	4
フランス文化特殊演習	4

○本表は、平成31年度入学者から適用する。ただし、平成30年度以前に入学した者及び平成31年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

別表Ⅳ－1－1

経済学研究科博士前期課程
経済・経営情報専攻経済・経営コース授業科目

演習科目	単位
経済理論演習	4
経済史演習	4
経済政策演習	4
財政金融演習	4
国際経済演習	4
経営演習	4
会計演習	4

授業科目	単位
------	----

経済理論研究	4
経済史研究	4
経済政策研究	4
財政金融研究	4
国際経済研究	4
経営研究	4
会計研究	4
英書講読	4

○本表は、平成25年度入学者から適用する。ただし、平成24年度以前に入学した者及び平成25年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

別表Ⅳ－1－2

経済学研究科博士前期課程

経済・経営情報専攻情報コース授業科目

演習科目	単位
統計演習	4
管理工学演習	4
社会情報システム論演習	4
データベース論演習	4
シミュレーション論演習	4
マルチメディア論演習	4

授業科目	単位
統計研究	4
管理工学研究	4
社会情報システム論研究	4
データベース論研究	4
シミュレーション論研究	4
マルチメディア論研究	4
英書講読	4

○本表は、平成25年度入学者から適用する。ただし、平成24年度以前に入学した者及び平成25年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

別表Ⅳ－1－3

経済学研究科博士前期課程

経済・経営情報専攻情報専修コース授業科目

演習科目	単位
アルゴリズムとデータベース演習	4
マルチメディアシステム演習	4
ビジネスゲーム演習	4
データ解析演習	4
応用統計解析演習	4
意思決定と経営システム工学演習	4
マーケティングサイエンス演習	4
社会経済と情報システム演習	4
マルチメディア広告演習	4

授業科目	単位
アルゴリズムとデータベース	4
マルチメディアシステム	4
ビジネスゲーム	4

ネットワークシステム	4
情報とシステム	4
社会経済と情報システム	4
データ解析	4
応用統計解析	4
意思決定と経営システム工学	4
情報メディアと社会	4
マーケティングサイエンス	4
マルチメディア広告	4
教育工学	4

○本表は平成22年度入学者より適用する。

別表Ⅳ－2

経済学研究科博士後期課程

経済・経営情報専攻授業科目

演習科目	単位
経済理論演習	4
経済史演習	4
経済政策演習	4
財政金融演習	4
国際経済演習	4
経営演習	4
会計演習	4
統計演習	4
情報演習	4

授業科目	単位
経済理論特殊研究	4
経済史特殊研究	4
経済政策特殊研究	4
財政金融特殊研究	4
国際経済特殊研究	4
経営特殊研究	4
会計特殊研究	4
統計特殊研究	4
情報特殊研究	4

○本表は、平成24年度入学者から適用する。ただし、平成23年度以前に入学した者並びに平成24年度以前に2年次に入学した者及び平成25年度以前に3年次に入学した者については、なお従前の例による。